

令和6年度旭川市農業委員会12回総会議事録

- 1 開催日 令和7年3月25日(火曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時10分開会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 25名
 - 1番 橋本 幸博
 - 2番 北原 浩美
 - 3番 松原 朗
 - 4番 吉田 豪人
 - 6番 佐藤 絢也
 - 7番 佐藤 慎二
 - 8番 川上 和幸
 - 9番 小出 範之
 - 10番 中島 張
 - 11番 湯浅 光二
 - 12番 楠 栄
 - 13番 請川 幹恭
 - 15番 只石 博幸
 - 16番 柿木 和恵
 - 17番 廣田 健太郎
 - 18番 廣瀬 康行
 - 19番 小竹 一茂
 - 20番 山中 泰典
 - 21番 千代 圭
 - 22番 佐藤 博則
 - 23番 鈴木 剛
 - 24番 高橋 一政
 - 25番 前田 靖雄
 - 26番 山田 孝
 - 27番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員 5番 市田 敏行 14番 石尾 卓也
- 6 事務局職員 太田事務局長 有馬事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 稲場主査 川原
遠藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 20番 山中 泰典 21番 千代 圭
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (5) 議案第5号 旭川市農業委員会の規則の読点の表記を改める規則について
 - (6) 議案第6号 旭川市農業委員会の規程の読点の表記を改める規程について
 - (7) 議案第7号 旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について
 - (8) 議案第8号 旭川市農業委員会認定農業者等農用地利用関係調整推進規程を廃止する訓令について
 - (9) 議案第9号 令和7年度最適化活動の目標の設定等の策定について
 - (10) 議案第10号 令和7年度旭川市農業委員会活動計画の策定について
 - (11) 報告第1号 あっせん候補者の登録について
 - (12) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

- (13) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
- (14) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
- (15) 報告第5号 現地目証明願について（専決）
- (16) 報告第6号 農業者老齢年金裁定請求について

10 議事

○議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第12回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は25名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員等の詳細につきまして、事務局から報告いたします。/

○事務局（有馬次長） 事務局。
御報告申し上げます。本日の総会に、5番市田委員、14番石尾委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。 /

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号20番山中委員、21番千代委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。 /

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページないし13ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が18件、賃貸借権の設定が3件、使用貸借権の設定が2件の合計23件でございます。
地区の内訳ですが、所有権移転は東鷹栖地区が2件、永山地区が1件、江神地区が9件、西神楽地区が2件、東旭川地区が4件、賃貸借権の設定は永山地区が2件、江神地区が1件、使用貸借権の設定は江神地区が1件、東旭川地区が1件となっております。
以上でございます。 /

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いた

します。

番号15番につきましては、小竹委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（小竹 一茂） （小竹委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

議案書の6ページ、所有権移転の番号15番は譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

本件につきましては、議案補足資料15ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号15番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号15番について異議なしと認め、許可することに決定いたします。

○委員（小竹 一茂） （小竹委員 着席）

○議長（山田 孝） 小竹委員が関係する案件について、許可することに決定いたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

番号1番ないし6番、9番、11番及び12番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号7番、8番、10番、13番、14番及び18番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営安定を図る案件でございます。

番号16番及び17番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が新規に就農して農業に精励する案件でございます。

番号19番及び20番につきましては、貸主が所有する農地を借主を変更して貸付けし、借主が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号21番につきましては、貸主が所有する農地を借主に貸付けし、借主が新規に就農して農業に精励する案件でございます。

番号22番につきましては、貸主が参加する法人へ農地を無償で貸し付ける案件でございます。

番号23番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に所有する農地を無償で貸し付ける案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページないし14ページ及び16ページないし23ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の1件を除いた22件について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし14番、16番ないし23番について、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは15ページ、議案補足資料は24ページないし28ページでございます。

本件は農用地区域内農地において、米の乾燥施設及び農機具駐機場等を整備するために転用をするものであります。

議案補足資料24ページの位置図を御覧ください。

申請地はJR西瑞穂駅から北東へ約1.1kmに位置します。

次に、資料25ページ土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、米の乾燥機等を設置する格納庫、営農に使用する車両の駐車スペース、米などの積み卸し等で使用する作業スペースなど農業用施設を整備する計画です。

審査内容の概要につきましては、資料26ページの総括表に記載しております。詳しくは資料27ページ及び28ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原） 事務局。
日程第3議案第3号「農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について」を御説明いたします。
議案書の17ページ、補足資料の29ページを御覧ください。
当該農地は、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と見込まれる農地として、農地法第33条第1項に該当することから、所有者の探索を行いました。所有者が死亡しており、相続人を特定できませんでした。

そのため、農地法第32条第3項に基づき、その農地の所有者等を確認できない旨を公示し、2か月間の公示期間中に所有者等から申出がなかった場合には農地法第43条第1項に基づき、農地中間管理機構である北海道農業公社に対してその旨を通知するものです。

2か月間の公示期間中に所有者等から申出があった場合は、利用意向調査をすることになりますが、申出がなく、農地中間管理機構に対してその旨を通知した後は、農地中間管理機構が北海道に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請し、知事が裁定を行ったときは、農地中間管理機構が利用権を取得し、担い手に貸付けることができるようになります。

現在の予定では、最短で8月に知事の裁定、9月の総会で公社から貸し付ける農用地利用集積等促進計画案の審議を行う予定となっております。

案件の内容等につきましては補足資料に記載しておりますので、御確認ください。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、公示して所有者等から申し出がない場合は中間管理機構に通知することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。 /

○事務局（川原） 事務局。

日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは19ページないし131ページでございます。

所有権移転の8件は東鷹栖地区2件、江神地区3件、西神楽地区2件、東旭川地区1件、利用権設定の226件は東鷹栖地区40件、永山地区16件、江神地区59件、西神楽地区25件、東旭川地区86件となっております。

面積は所有権移転が19.1ha、利用権設定が627.2ha、
合計646.3haでございます。
以上でございます。 /

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

所有権移転の番号3番及び利用権設定の番号81番ないし88番につきましては、佐藤慎二委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（佐藤慎二） （佐藤慎二委員 退席） /

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。 /

○事務局（川原） 事務局。

議案書の21ページ、所有権移転の番号3番は農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

議案書の64ページ、利用権設定の番号81番は稼働力不足を理由とした新規貸付、番号82番及び83番は借主を変更する案件、番号84番ないし88番は、期間満了による再設定でございます。

以上でございます。 /

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号3番及び利用権設定の番号81番ないし88番についてについて審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、所有権移転の番号 3 番及び利用権設定の番号 8 1 番ないし 8 8 番について異議なしと認め、計画を決定いたします。 /

○委 員 (佐藤 慎二) (佐藤慎二委員 着席) /

○議 長 (山田 孝) 佐藤慎二委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、所有権移転の番号 8 番及び利用権設定の番号 2 1 0 番につきましては、廣田委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。 /

○委 員 (廣田 健太郎) (廣田委員 退席) /

○議 長 (山田 孝) それでは、事務局から説明いたします。 /

○事務局 (川原) 事務局。
議案書の 2 3 ページ、所有権移転の番号 8 番は農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。
議案書の 1 2 2 ページ、利用権設定の番号 2 1 0 番は期間満了による再設定でございます。
以上でございます。 /

○議 長 (山田 孝) それでは、所有権移転の番号 8 番及び利用権設定の番号 2 1 0 番について審議願います。 /

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) そ所有権移転の番号 8 番及び利用権設定の番号 2 1 0 番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員 (廣田 健太郎) (廣田委員 着席) /

○議 長 (山田 孝) 廣田委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号 3 9 番につきましては、中島委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員 (中島 張) (中島委員 退席) /

○議 長 (山田 孝) それでは、事務局から説明いたします。 /

○事務局（川原）

事務局。

議案書の４８ページ，利用権設定の番号３９番は，借主を変更する案件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは，利用権設定の番号３９番について審議願います。

御意見，御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは，利用権設定の番号３９番について異議なしと認め，計画を決定いたします。

○委員（中島 張）

（中島委員 着席）

○議長（山田 孝）

中島委員が関係する案件について，決定をいたしました。

続きまして，利用権設定の番号７７番につきましては，北原委員に関係がありますので，一時退席をお願いいたします。

○委員（北原 浩美）

（北原委員 退席）

○議長（山田 孝）

それでは，事務局から説明いたします。

○事務局（川原）

事務局。

議案書の６３ページ，利用権設定の番号７７番は，期間満了による再設定でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは，利用権設定の番号７７番について審議願います。

御意見，御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは，利用権設定の番号７７番について異議なしと認め，計画を決定いたします。

○委員（北原 浩美）

（北原委員 着席）

○議長（山田 孝）

北原委員が関係する案件について，決定をいたしました。

続きまして，利用権設定の番号９２番及び９３番につきましては，廣瀬委員に関係がありますので，一時退席をお願いいたします。

○委員（廣瀬 康行） （廣瀬委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原） 事務局。

議案書の69ページ及び70ページ、利用権設定の番号92番及び93番は、借主を変更する案件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号92番及び93番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号92番及び93番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（廣瀬 康行） （廣瀬委員 着席）

○議長（山田 孝） 廣瀬委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原） 事務局。

所有権移転の8件のうち、議事参与制限の2件を除いた6件は全件が農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

利用権設定の226件のうち、議事参与制限の13件を除いた213件は、期間満了による再設定が86件、借主変更が96件、解約再設定が6件、稼働力不足等を理由とした新規貸付が25件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の15件を除いた219件について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の1番、2番及び4番ないし7番、利用権設定の番号1番ないし38番、40番ないし76番、78番ないし80番、89番ないし91番、94番ないし209番及び211番ないし226番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「旭川市農業委員会の規則の読点の表記を改める規則について」及び日程第6議案第6号「旭川市農業委員会の規程の読点の表記を改める規程について」を併せて上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第5議案第5号「旭川市農業委員会の規則の読点の表記を改める規則について」及び日程第6議案第6号「旭川市農業委員会の規程の読点の表記を改める規程について」を併せて御説明いたします。

該当ページは、議案書の133ページ及び135ページでございます。

この度本市では、時代の移り変わりや伝わりやすい文章の作成が求められることに鑑み、公用文の読点の表記の見直しを行い、令和7年4月1日から読点の表記を「、（コンマ）」から「、（テン）」に改めることにいたしました。

本件は、当農業委員会もこれに倣い、旭川市農業委員会の規則及び訓令の読点を同様に一括して改めようとするものです。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号及び議案第6号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号及び議案第6号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第7議案第7号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第7議案第7号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について」を御説明いたします。

該当ページは、議案書が137ページ、議案補足資料が30ページでございます。

当農業委員会では、農地法第52条及び旭川市農業委員会農地の賃借料情報提供実施要領に基づき、例年1月に市内農地の賃借料(ちんしゃくりょう)情報を公表しておりますが、今後も継続的かつ適切に実施していくため、旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正し、事務局長の専決事項として規定しようとするものです。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第7号について審議願います。
御意見・御質問等ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第7号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第8議案第8号「旭川市農業委員会認定農業者等農用地利用関係調整推進規程を廃止する訓令について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第8議案第8号「旭川市農業委員会認定農業者等農用地利用関係調整推進規程を廃止する訓令について」を御説明いたします。
該当ページは、議案書が139ページ、議案補足資料が31ページでございます。
本規程につきましては、運用上、実際の調整の際には必ずしも参照されておらず、実務に即した形で調整が行われてきた実情がございます。
こうした状況を踏まえまして、今後の運用に適した形に見直していくべきと判断し、今回、廃止しようとするものです。
今後の対応といたしましては、調整の中でも特に価格協議に関してガイドラインの作成を予定しております。
その他の事項につきましては、現場の状況や必要性を踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第8号について審議願います。
御意見・御質問等ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第8号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第9議案第9号「令和7年度最適化活動の目標の設定等の策定について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第9議案第9号「令和7年度最適化活動の目標の設定等の策定について」を御説明いたします。

該当ページは、議案書が141ページ、議案補足資料が34ページないし36ページでございます。

本件は、農林水産省の経営局長通知により、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定することとされているものです。

記載項目等も規定されており、補足資料の34ページにありますとおり、始めに現在の体制と農家・農地等の概要を示し、次に、

35ページ及び36ページにあります目標を設定するようになっております。

34ページの現在の体制と農家・農地等の概要についてですが、それぞれデータの確認や直近のデータへの更新を行っております。

35ページ及び36ページの目標につきましては、項目と致しまして、大きく分けて、“農地の集積”、“遊休農地の解消”、“新規参入の促進”があり、それらに加えて最適化活動を行う日数目標等があります。

目標のうち、“(1) 農地の集積”につきましては、今月農政課が集計した直近の集積面積及び集積率がそれぞれ、12,764ha、93.2%で、令和5年3月に当農業委員会で3年間の指針として決めました目標の93.8%にせまる数値となっており、良好な水準であります。

一方で、農業者の高齢化や後継者不足等による農地の処分に伴う分散化が懸念されており、現状の水準を維持することも不明確な状況にあります。

そのような状況においても、農地の集積率向上は地域農業の発展に不可欠なものであることから、先ほど申し上げました指針の3年間の最終目標値である93.8%を目標値といたしました。

次に、目標項目のうちの“(2) 遊休農地の解消”についてですが、ここ数年間、遊休農地面積は0.9haで変わりありませんでしたが、この3月に当該地が賃貸されることになりまして、現時点で遊休農地面積は0ということになります。

目標値につきましても、規定では現状の遊休農地面積の5分の1とするとされておりますので0となり、0を維持するよう努めることとなります。

次に、“(3) 新規参入の促進”につきましては、今年度の新規参入者が0件ということですので、来年度の課題といたしまして、関係機関・団体と連携し、相談対応による支援等による、より良い環境作りを進めていくといたしました。

ただし、本項目の目標設定といたしましては、新規参入者件数ではなく、新規参入者への貸付等を同意した面積と規定されており、算出方法も過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を記入することと規定されておりますので、来年度の目標といたしましては、令和3年度から令和5年度までの3年間の平均1,356haの1割の135.6haとしております。

以上のほか、36ページ中段の2の(1)にあります最適化活動を行う日数目標につきましては、今年度と同様、農地利用最適化交付金の実施要綱で最高の評価点となる日数13日を引き続き来年度の活動日数目標といたしました。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第9号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第10議案第10号「令和7年度旭川市農業委員会活動計画の策定について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第10議案第10号「令和7年度旭川市農業委員会活動計画の策定について」を御説明いたします。

該当ページは、議案書が143ページ、議案補足資料が37ページないし41ページでございます。

本件は年次計画として、毎年度定めているものであります。

議案補足資料37ページを御覧ください。

令和7年度の主な内容といたしましては、前文で、農用地利用集積等促進計画やあっせんを伴う農地法第3条売買等といった賃貸や売買の方法を関係者との調整をしながら進めていきつつ、引き続き、農地利用の最適化に取り組んでいくとしております。

また、「2 農政対策の推進」につきまして、今年度は3年ごとに実施している旭川市長への意見書提出を行いました。これを令和7年度は市長との意見交換としております。

ほかに、議案補足資料40ページ及び41ページの行事予定表につきまして、5月の予定として農地利用状況調査としておりますが、今年度の予定では6月からとしたところを、調査期間を長くするため、5月からといたしました。

また、表の右端の備考欄に、新たに毎月の申請等の提出期限日を記載いたしました。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第10号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議長（山田 孝）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第11報告第1号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（有馬次長）

事務局。

日程第11報告第1号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案書の該当ページは145ページでございます。

本件につきましては、東鷹栖地区で2件、西神楽地区で1件、江神地区で1件の申出があり、議案書にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第12報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査）

事務局。

日程第12報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは147ページないし151ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に10件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区1件、江神地区4件、西神楽地区2件、東旭川地区3件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、報告第2号を終わります。

○議長(山田 孝) 次に、日程第13報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。 /

○事務局(西村副主幹) 事務局。

日程第13報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の155ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に8件の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料42ページないし49ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。 /

○議長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、報告第3号を終わります。

○議長(山田 孝) 次に、日程第14報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。 /

○事務局(遠藤主任) 事務局。

日程第14報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは157ページないし184ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で21件、永山地区で8件、江神地区で7件、西神楽地区で8件、東旭川地区で26件、合計で70件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。 /

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第15報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。

日程第15報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは185ページでございます。

本件は、報告対象期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が2件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第16報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。

日程第16報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案書の該当ページは187ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に、旧制度の老齢年金請求が2件、新制度の老齢年金裁定請求が1件、合わせて3件の裁定請求がありました。

請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議 長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和6年度旭川市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 山中泰典

署名委員 千代 圭